
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	第 231 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 231 回金融商品専門委員会（2025 年 1 月 16 日開催）において、移管指針公開草案第 15 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」に寄せられたコメントとそれらに対する対応案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

2. 10)のコメントには、「直近ファイナンス価格等で評価する」という記載があり、一般論として直近の取引価格は、企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）におけるマーケット・アプローチとして時価の算定方法として認められるものと考えられる。この点、コメントへの対応（案）の「『旧通産省モデル』に基づく評価額は、『時価』に該当しない」という表現は強すぎると考えられるため、16)のコメントへの対応（案）のように、時価算定会計基準等に照らして判断するという記載に留めた方がよいと考える。
3. 13)のコメントへの対応（案）は、コメントの概要の最終段落の質問に直接回答しているものの、ここまで記載する必要はなく、組合等の決算で市場価格のない株式について時価評価を行ってれば、出資者の会計処理において当該組合等の財務諸表を用いることができる旨を回答すべきと考えられる。
4. 25)のコメントへの対応（案）について、今回の資料で追加して頂いた記載に同意する。一方で、ファンドの成功分配等が将来の売却取引に係る付随費用にあたるかどうかという点は、本公開草案で取り扱う論点ではないと考えられ、また、時価算定会計基準の解釈を示しているようにも読めることから、記載を再検討して頂きたい。
5. 組合等の決算では時価評価されているものの出資者が時価評価オプションを適用しない場合には、組合等の決算の時価に基づいて減損の会計処理を行うことは想定していないということでよいか確認したい。

以 上